

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第6号

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年瀬戸市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例</u>（平成13年瀬戸市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第2条 <u>政務活動費の交付を受けようとする議員</u></p>	<p><u>瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例</u>（平成13年瀬戸市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(会派の結成)</u></p> <p>第2条 <u>議員が会派を結成したときは、当該会派の代表者は、政務調査費の交付に関する会派結成届（第1号様式）を議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議長は、前項の規定により提出された政務調査費の交付に関する会派結成届の写しを市長に送付するものとする。</u></p> <p>(交付申請等)</p> <p>第3条 <u>政務調査費の交付を受けようとする会派</u></p>

は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 年度の中途から議員の任期が始まる場合は、前項の規定にかかわらず、議員となった日の属する月の翌月の10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 前2項の議員（議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者（死亡による場合にあってはその相続人）を含む。第6条において同じ。）は、申請した事項に異動が生じたときは、速やかに、政務活動費交付変更申請書（第2号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により申請のあった議員について政務活動費の交付を決定したときは、当該議員に政務活動費交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。なお、当該年度の中で政務活動費の額の変更を決定するときも同様とする。

の代表者は、政務調査費交付申請書（第2号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 会派の所属議員等に異動があったときは、会派の代表者は、会派異動届（第3号様式）を議長に、政務調査費交付変更申請書（第4号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

（会派の解散）

第4条 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、政務調査費の交付に関する会派解散届（第5号様式）を速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された政務調査費の交付に関する会派解散届の写しを市長に送付するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により申請のあった会派について政務調査費の交付を決定したときは、当該会派の代表者に政務調査費交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、第3条第2項の規定により申請のあった会派について交付した政務調査費の額の変更を決定したときは、当該会派の代表者に政務調査費変更決定通知書（第7号様式）により通

<p>(交付請求)</p> <p><u>第4条 議員は、条例第4条に規定する政務活動費の交付の日の10日前までに、政務活動費交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(収支報告書の提出及び写しの送付)</p>	<p><u>知するものとする。</u></p> <p>(交付請求)</p> <p><u>第6条 会派の代表者は、政務調査費の交付の日の10日前までに、市長に対し政務調査費交付請求書（第8号様式）を提出するものとする。</u></p> <p><u>(使途基準)</u></p> <p><u>第7条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、支出することができない。</u></p> <p><u>(1) 慶弔費等の交際的経費</u></p> <p><u>(2) 政党等の機関紙の作成費</u></p> <p><u>(3) 党費その他政党活動に関する経費</u></p> <p>(収支報告書の調製等)</p>				
<p><u>第5条 条例第6条の規定により提出する収支報告書は、政務活動費収支報告書（第5号様式）によるものとする。</u></p> <p><u>2 議長は、収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。</u></p> <p><u>(会計帳簿等の整理保管)</u></p> <p><u>第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</u></p>	<p><u>第8条 条例第7条の規定により政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）は、政務調査費収支報告書（第9号様式）によるものとする。</u></p> <p><u>2 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、収支報告書に当該証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、収支報告書の写しを市長に送付するものとする。</u></p>				
	<p><u>別表（第7条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1939 970 1989">項目</th> <th data-bbox="970 1939 1385 1989">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容		
項目	内容				

研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は会派に所属する議員が研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が調査研究活動のために行う先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が調査研究活動のために行う必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が調査研究活動のために行う必要な図書、資料等の購入に要する経費
広聴費	会派が政策等に対する要望又は意見を聴取するために要する経費
事務費	会派が調査研究活動のために行う事務の遂行に必要な経費

第1号様式（第2条関係）

政務調査費の交付に関する会派結成届

年 月 日

瀬戸市議会議長 殿

会派名

代表者氏名 印

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例
 施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 名

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長
(瀬戸市議会議長経由)

議員名 印

年度分の政務活動費の交付を受けたいので、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円
(年 月分から 年 月分まで)

政務調査費交付申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿
会派名

代表者氏名 印

年度分の政務調査費の交付を受けたいので、瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 所属議員数 名
- 2 交付申請額 円
- 3 経理責任者氏名

第3号様式 (第3条関係)

会派異動届

年 月 日

瀬戸市議会議長 殿
会派名

代表者氏名 印

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日 年 月 日
- 2 異動の内容

第2号様式 (第2条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長
(瀬戸市議会議長経由)

議員名 印

瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

第4号様式 (第3条関係)

政務調査費交付変更申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿
会派名

代表者氏名 印

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円
(年 月分から 年 月分まで)
2 変更の理由

1 異動年月日 年 月 日
2 変更交付申請額 円

第5号様式(第4条関係)

政務調査費の交付に関する会派解散届
年 月 日
瀬戸市議会議員 殿
会派名
代表者氏名 印
瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例
施行規則第4条第1項の規定により、下記の
とおり届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日 年 月 日
- 3 解散時の所属議員数 名
- 4 解散時の所属議員

第3号様式(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書
年 月 日
瀬戸市議会議員
殿
瀬戸市長 印
年 月 日申請のあった政務活動費の交
付について下記のとおり決定したので、瀬戸
市議会政務活動費の交付に関する条例施行規
則第3条の規定により通知します。
記
年度政務活動費交付決定額 円
(年 月分から 年 月分まで)

第6号様式(第5条関係)

政務調査費交付決定通知書
年 月 日
殿
瀬戸市長 印
年 月 日申請のあった政務調査費の交
付について下記のとおり決定したので、瀬戸
市議会政務調査費の交付に関する条例施行規
則第5条第1項の規定により通知します。
記
年度政務調査費交付決定額 円

第7号様式(第5条関係)

政務調査費変更決定通知書
年 月 日
殿

瀬戸市長 印

年 月 日申請のあった政務調査費の変更について下記のとおり決定したので、瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

年度政務調査費変更決定額 円

第4号様式（第4条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

議員名 印

瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり年度分の政務活動費を請求します。

記

請求額 円

(年 月分から 年 月分まで)

第8号様式（第6条関係）

政務調査費交付請求書

年 月 日

瀬戸市長 殿

会派名

代表者氏名 印

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求額 円 (年度分)

2 所属議員数 名

3 所属議員

第5号様式（第5条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

議員名 印

瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり年度政務活動費収支報告書（ 年 月分

から 年 月分まで）を提出します。

記

1 収入

政務活動費 円

2 支出

第9号様式（第8条関係）

政務調査費収支報告書

年 月 日

瀬戸市議会議長 殿

会派名

経理責任者氏名 印

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例第7条の規定により、下記のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務調査費 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

項目	金額	備考
研究研修費	円	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広聴費		
事務費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。